

令和5年2月

各位

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

令和5年度 共済制度に係る普及のお願いについて（送付状）

平素より、共済事業につきましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、令和5年度の加入促進計画等（同封物につきましては、下記をご参照ください）を送付いたしますので、ご担当者をはじめ、関係者のみなさままでご回覧いただければ幸いです。

なお、加入促進計画等の書面につきましては、委託団体・復託団体、代理店、関係機関、地方公共団体に送付しておりますことを申し添えます。

引き続き、共済制度の普及について、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・令和5年度における小規模企業共済制度の普及・加入促進のお願いについて
- ・令和5年度 小規模企業共済制度 加入促進計画書
- ・一部手続きのオンライン化と説明会開催のお知らせ
- ・個人情報保護法の改正等に伴う共済業務実施時の個人情報の適切な取扱い等について

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済事業推進部 共済事業企画課（普及担当）
TEL 03-5470-1690（直通） FAX 03-5470-1542
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

23.02.01 中機共推第1号

令和5年2月2日

小規模企業共済業務 委託・複託団体 代表者 殿

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理事長 豊永厚志

令和5年度における小規模企業共済制度の普及・加入促進のお願いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当機構が運営しております小規模企業共済制度につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度における小規模企業共済制度の普及及び加入促進につきましては、小規模企業共済法施行規則第27条の規定に基づき、加入促進協議会を令和4年12月21日に開催し、委員の意見を聴聞し、小規模企業共済制度加入促進実施規程（規程16第56号）に基づき、加入促進計画を策定いたしました。

つきましては、業務ご多忙のことと存じますが、中小企業・小規模企業のセーフティネット施策である本共済制度の普及及び加入促進運動の趣旨をご理解いただき、特段のご協力・ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

令和5年度 小規模企業共済制度 加入促進計画

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

「令和5年度 小規模企業共済制度 加入促進計画」は、令和4年12月21日に開催されました令和5年度加入促進協議会において採択されております。

○小規模企業共済法施行規則

(昭和四十年六月一日 通商産業省令第五十号)

最終改正：平成二十五年九月十九日 経済産業省令第四十三号

(共済制度の円滑な運営を図るための措置)

第二十七条 機構は、小規模企業共済制度の適正円滑な運営に資するため、毎事業年度、加入促進計画を策定するものとする。

2 前項の加入促進計画には、業種別及び地域別の加入目標件数を記載しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により加入促進計画を策定しようとするときは、中小企業団体、金融機関等によって構成する小規模企業共済制度の円滑な運営を図るための協議会を設け、その意見を聴するものとする。

○加入促進協議会委員（13名）

所属組織	役職
全国商工会連合会	企業支援部長
日本商工会議所	中小企業振興部長
全国中小企業団体中央会	総務企画部長
全国知事会	調査第三部長
一般社団法人 全国青色申告会総連合	常務理事・事務局長
公益財団法人 全国中小企業振興機関協会	事務局長
一般財団法人 企業共済協会	専務理事
株式会社 商工組合中央金庫	資産サポート部長
一般社団法人 全国銀行協会	業務部長
一般社団法人 全国地方銀行協会	業務部長
一般社団法人 第二地方銀行協会	業務部長
一般社団法人 全国信用金庫協会	業務管理部長
一般社団法人 全国信用組合中央協会	調査企画部長

令和5年度 小規模企業共済制度 加入促進計画

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、小規模企業共済法施行規則（昭和40年6月1日通商産業省令第50号）第27条の規定に基づき、令和5年度において実施する小規模企業共済制度加入促進計画を下記のとおり定める。

記

I. 加入目標件数

1. 令和5年度の加入目標件数は、新規100,000件以上とする。
なお、オンライン化後はオンラインでの加入率を20%以上とする。
2. 地域（ブロック）別及び業種別の加入目標件数は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

II. 制度の普及及び加入促進

機構は、加入目標件数を達成するため、小規模企業共済制度加入促進実施規程（規程16第56号）に基づき、中小企業庁、経済産業局、関係省庁、都道府県、市区町村、業務委託機関（金融機関・委託団体）等（以下「関係機関」という。）の協力を得て、制度の普及及び加入促進を図ることとする。

令和5年度は、本制度の安定的な運営のため、インターネットを活用し、潜在顧客層への積極的な加入促進を図るとともに関係機関の協力の下、制度普及及び加入促進活動を実施し、加入目標件数の達成を目指す。

また、国のオンライン利用率引き上げの基本計画に沿い、令和5年9月にオンライン手続きの一部を開始することに伴い、オンライン化について加入対象者及び委託機関への周知を推進するとともに、顧客利便性を考慮したオンライン手続きによる加入促進についても各種施策を幅広く試行する。

1. 普及活動

機構は以下の施策の展開により、制度の認知度向上に取り組む。

(1) 広報活動

① インターネット等による広報

- ・ インターネット及びSNS広告の活用による加入対象者への広報
- ・ 機構HPから独立した新共済HPを構築し、より一層充実した制度内容及び加入手続きに関する情報提供
- ・ J-NET21を通じた情報提供
- ・ 関係機関のHPへのバナー掲載

② 紙媒体による広報

- ・ 関係機関に各種広報ツール（パンフレット等）を提供し、配布を依頼
- ・ 機構主催、関係機関主催又は機構と関係機関との共催によるイベント、セミナー及び研修会等における広報ツールの配布
- ・ 委託機関の機関紙を通じた広報
- ・ 地方新聞紙を通じた広報

(2) 広報活動の重点ターゲット

①若年層への普及

今後の共済制度の安定的な運営を考慮し、若年層への加入促進を強化する。具体的には比較的若年層が多いと思われるフリーランスに対して、制度の普及・加入促進を行う。

②創業者へのアプローチ

創業を目指す者、又は創業間もない経営者に対し、創業に関しての一つの重要アイテムとして「創業したら小規模共済」をキャッチとしたアプローチを行う。

(3) 新市場開拓

機構は以下のような事業者と連携し、当該事業者に登録している個人事業者への新たな販路を開拓する。

- ・ オンライン手続きとの親和性が高いと見込まれる IT エンジニアのジョブマッチング事業者及びクラウドソーシング事業者との連携
- ・ 比較的若年層が多く登録していると見込まれるデリバリー業務委託事業者との連携

2. 加入促進活動

機構が取り組む普及活動に連動し、業務委託機関には以下により加入促進活動を展開する。

(1) 機構は、以下の事項を実施する。

- ①関係機関への公文書等による加入促進協力依頼
- ②業務委託機関等への訪問等による加入促進依頼
- ③動画等を活用した業務委託機関の担当者に対する加入促進手法の研修
- ④業務委託機関等におけるイベント、セミナー、研修会等の開催においてパンフレットの配布、制度説明

(2) 業務委託機関に対する依頼事項

- ①加入対象者に対する業務委託機関の窓口または訪問等による制度 PR 及び加入勧奨
- ②業務委託機関におけるイベント、セミナー、研修会等における制度 PR 及び加入勧奨
- ③機関紙等での制度内容の周知、紹介記事掲載等による PR

3. 特別加入促進運動

業務委託機関等との密接な連携により、地域特性を活かした加入促進活動を集中的かつ効率的に展開する。

また、機構各地域本部と業務連携・提携先となっている業務委託機関と一体となって制度普及及び加入促進運動を展開する。

なお、機構は、必要な加入促進運動用の広報ツールの提供を行い、運動の実効性を上げる。

(1) 全国加入促進強調月間運動

制度の普及と加入促進を全国規模で強力に推進するため、10月・11月を全国加入促進強調月間と定め、機構役職員による関係機関等への加入促進の協力要請及び広報活動等を集中的に実施する。

(2) 確定申告期運動

税についての関心が高まる確定申告期に申告手続き等で会員が集中的に訪れる青色申告会をはじめとする業務委託機関で加入勧奨を集中的に実施する。

(3) 業務委託機関における特別制度

「モデル団体制度」及び「モデル代理店制度（金融機関における加入促進運動）」（通常の手数料に加え、特別手数料を上乗せ）の活用を積極的に推進するとともに、これら委託機関の加入促進を強力に支援する。

① 「モデル団体制度」

加入促進を積極的に推進しようとする業務委託団体をモデル団体と認定し、加入促進を図る。

② 「モデル代理店制度」

加入促進を積極的に推進しようとする代理店をモデル代理店と認定し、加入促進を図る。

4. 共済システムの刷新及び手続きのオンライン化等に関する周知活動

【加入対象者向け】

- (1) インターネット広告を中心とした広報を例年以上の規模に拡大して周知を実施
- (2) オンライン化手続きを分かりやすく紹介する新共済 HP の構築
- (3) 共済相談室における案内対応能力を拡張し、オンライン手続きに関する問い合わせ増に対応
- (4) オンライン化に関するパンフレットを制作し、業務委託機関窓口での配布を依頼

【業務委託機関向け】

- (1) オンライン手続き開始に伴う各種業務の変化等について、Zoom 説明会等を複数回開催して丁寧に説明
- (2) 共済相談室における案内対応能力を拡張し、オンライン手続きに関する問い合わせ増に対応
- (3) 商工共済ニュースにおいて、オンライン化に関する特集を組み、手続き方法を周知

【別表 1】

小規模企業共済制度

令和5年度 地域（ブロック）別加入目標件数

（単位：件）

地域（ブロック）名	加入目標件数
北海道	4,640
東北	7,770
関東	37,910
北陸	2,660
中部	8,680
近畿	16,030
中国	5,510
四国	3,460
九州	13,340
合計	100,000

※令和5年度の地域（ブロック）別の加入目標件数は、上記の件数以上とする。

北海道：北海道

東北：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関東：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県

北陸：富山県・石川県・福井県

中部：愛知県・三重県・岐阜県

近畿：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

中国：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

四国：徳島県・香川県・愛媛県・高知県

九州：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

【別表2】

小規模企業共済制度

令和5年度 業種別加入目標件数

(単位：件)

業 種	加 入 目 標 件 数
建 設 業	14,400
製 造 業	13,900
卸 売 業	4,700
小 売 業	20,500
運 輸 ・ 通 信 業	2,800
不 動 産 業	8,000
サ ー ビ ス 業	34,100
そ の 他	1,600
合 計	100,000

小規模企業共済業務・中小企業倒産防止共済業務
委託機関・復託機関・再復託機関 代表者様

令和 5 年 1 月 24 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部長 田塚 健久

個人情報保護法の改正等に伴う共済業務実施時の個人情報の適切な取扱い等について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構が行う共済事業につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 10 月 15 日発行の商工共済ニュース（通巻 544 号）において既に一部周知しておりますが、令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」により、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独法個人情報保護法」という。）」が廃止され、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に統合されるとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合の個人情報保護委員会への報告・本人通知の義務付け等の措置や、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者（2 以上の段階にわたる委託を含む。）についても、当該委託業務実施時の個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置を講じることとなりました。

両共済事業の個人情報保護に関する取扱いにつきましては、平成 17 年 3 月に独法個人情報保護法の施行にあわせ、「個人情報保護に関する取扱いについて（05.03.07 中機経安第 2 号）」のとおり、両共済業務実施時の個人情報の取扱いに関する遵守事項を通知（※※2）しておりますが、上記令和 3 年の法改正により「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（総管情第 85 号平成 16 年 9 月 14 日）」に代えて「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和 4 年 2 月個人情報保護委員会事務局）」が新たに制定された他、個人情報保護を取り巻く国の方針の変化を踏まえた当該改正以前に行われた各改正等により、個人情報の取扱い方針等の変更が行われておりますので、今一度法令に則った取扱いを行うべく別紙のとおり見直すものです。

※平成 17 年 3 月以降に委託契約・復託契約・再復託契約を締結いただいた皆様におかれましては、今回初めて通知等するものになります。

※2 再復託機関の皆様については、復託機関様へ周知を依頼することで対応。

各機関の皆様におかれましては、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業に関する事務取扱いにつき、別紙に掲げる事項にご留意いただく等、引き続き法の趣旨に沿ったご対応にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い致します。

本件の問い合わせ先 （独）中小企業基盤整備機構 共済事業推進部共済事業企画課
担当：井上 (inoue-ta@smrj.go.jp)・林 (hayashi-takayu@smrj.go.jp)・植木 (ueki-t@smrj.go.jp)

個人情報保護に関する取扱いについて

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）は、「小規模企業共済業務に関する業務委託契約書」、「中小企業倒産防止共済業務に関する業務委託契約書」若しくは「独立行政法人中小企業基盤整備機構 代理店契約書」による業務委託機関（以下「乙」という。）又は「小規模企業共済業務に関する業務委託団体復託契約書」若しくは「中小企業倒産防止共済業務に関する業務委託団体復託契約書」による復託者（以下「丙」という。）に対し、当該各契約書（以下「原契約」と総称する。）第 2 条に基づき、乙又は丙が当該業務において取り扱う個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」並びに関係法令等の規定及び趣旨に従い、当該法令等及び以下の事項を遵守並びに実施することを通知する。

1 利用目的の明示の義務

乙又は丙は、原契約に基づく委託業務（以下「受託業務」という。）を履行するに当たり、本人から直接書面等で個人情報を取得する際は、甲（丙の場合は甲及び乙）の指示に従い、利用目的を明示しなければならない。

2 個人情報に関する秘密保持等の義務

乙又は丙は、受託業務を履行するに当たり、甲（丙の場合は甲又は乙）が提供し、又は乙若しくは丙が取得した一切の個人情報（記録媒体の種類は問わない。以下「乙又は丙が管理する個人情報」という。）の内容を第三者に漏えいし、又は滅失、き損し、若しくは受託業務以外に利用してはならない。

3 再委託の制限又は条件（乙の場合に限る。）

乙は、受託業務を復託（子会社への復託を含む。）しようとするときは、丙が個人情報の取扱いに関し、乙と同様の責務を負うことを確認し、善良なる管理者の注意をもって丙の管理を行わなければならない。

4 個人情報の複製等の制限

乙又は丙は、甲（丙の場合は甲又は乙）が提供した個人情報を複製、改ざんし又は抜き出してはならない。ただし、事前に甲が承諾した場合、又は、受託業務の遂行上、複製が必要な場合に必要最小限の範囲でこれを複製するときはこの限りではない。

5 個人情報の漏えい等の防止に関する安全管理措置

(1) 乙又は丙は、乙又は丙が管理する個人情報が、漏えいし、又は滅失、き損することを防止するため必要な安全管理措置を講じなければならない。

(2) 乙又は丙は、受託業務を履行するに当たり、個人情報に関する問い合わせ等があった場合は、甲（丙の場合は甲又は乙）の指示に従い、必ず本人（本人が適法に委任した者を含む。）の確認を行うこととし、本人以外に当該個人情報を開示してはならない。

6 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応

(1) 乙又は丙は、受託業務の履行中であるか、終了後であるかを問わず、乙又は丙が管理する個人情報が漏えいし、又は滅失、き損した等の事実が明らかになったときは、直ちに甲（丙の場合は甲及び乙）にその具体的内容を報告するものとし、その指示に従わなければならない。

(2) 乙又は丙は、前項の事案が発生したときは、漏えい等が生じた原因について調査し、直ちに甲（丙の場合は甲又は乙）の指示に従い、甲（丙の場合は甲又は乙）に調査報告書を提出するものとする。

7 原契約終了時における個人情報の返還、消去、廃棄

乙又は丙は、原契約が終了したとき、あるいは甲（丙の場合は甲又は乙）から要求があったときは、すみやかに甲（丙の場合は甲又は乙）の指示に従い、乙又は丙が管理する個人情報を甲（丙の場合は甲又は乙）に返還し、又は安全な方法により消去ないし廃棄処分を行うものとする。

8 契約解除及び損害賠償責任

受託業務に関する契約解除及び損害賠償は、原契約の規定によるものとする。

9 報告又は監査等

甲は、必要に応じ、乙又は丙に対し、契約内容の遵守状況についての定期的な報告を求め、又は委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等を実施するものとする。

10 本通知は、令和5年4月1日から適用する。

※1～7は「個人情報保護に関する取扱いについて（05.03.07 中機経安第2号）」記載内容と同一主旨

令和5年1月24日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
共済事業推進部長 田塚 健久

「個人情報保護に関する取扱いについて」の補足資料
(平成 17 年 3 月の通知文との関係及び追加事項等について)

- (1)「個人情報保護に関する取扱いについて (23.01.23 中機共推第 2 号。以下「新通知文」という。)」は、平成 17 年の独法個人情報保護法の施行にあわせて共済事業実施時の個人情報の取扱いに関する遵守事項を記載した、同タイトルの通知文 (法人文書番号：05.03.07 中機経安第 2 号。以下「旧通知文」という。)の記載内容に、今般の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号。以下「改正法」という。)」及びその関係法令等の施行により追加された措置事項等を追記したものです。
- (2)旧通知文は、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について (総管情第 85 号平成 16 年 9 月 14 日。以下「指針」という。)」第 8-4 において、契約書上で明記すべき事項とされていたものを、両共済業務の事務取扱いにおける遵守事項として通知文形式で発出したものになります。が、今般の改正法により、上記指針に代えて制定された「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関等向け) (令和 4 年 2 月個人情報保護委員会事務局。以下「事務対応ガイド」という。)」の 4-8-9 (1) において指針と同趣旨の記載がなされている他、4-8-9 (1) ⑧ (契約内容の遵守状況の報告・委託 (再委託) された個人状況の取扱い状況の監査等) が追記されたことを受け、新通知文において「9 報告又は監査等」を追加しています。また、指針に相当規定があったものの旧通知文では記載されていなかった 4-8-9 (1) ⑦ (法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項) を「8 契約解除及び損害賠償責任」として明示的に規定したほか、関係法令等の規定及び趣旨に沿った所要の修正等を実施しています。
- (3)原契約において、「9 報告又は監査等」については「中小機構 (復託先にあつては中小機構及び委託先) は必要に応じ、委託業務 (復託業務) に関して委託先 (復託先) からの報告の徴求や、業務の処理状況・帳簿・書類等を監査 (調査) することができる。」といった趣旨の規定が、「8 契約解除及び損害賠償責任」については「賠償責任」「契約の解除」に関する規定が既にあることから、今般の追加事項により、実務上特段の追加事項が発生するものではありませんが、別途、事務対応ガイド 4-8-9 (3) において、本業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて検査を行うべきこととされており、今後、弊機構内においても実施手法や検査先の選定基準を検討のうえ、適時対象となる委託機関等へ通知・実施の予定としております (全機関一斉に行うものではありません。)。こちらの具体的な内容等については検討段階になり、現時点でご対応・ご準備いただくものはございませんが、実施内容が固まり次第、対象機関様へご一報いたしますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い致します。

【参考】個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年2月個人情報保護委員会事務局）（抄）

4-8-9 個人情報の取扱いの委託

【業務の委託等】

(1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（注1）する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置（注2）を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- ① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- ② 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。4-8-9（個人情報の取扱いの委託）(1) 及び (4) において同じ。）（※）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

（※）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

- ③ 個人情報の複製等の制限に関する事項
- ④ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- ⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）
- ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

（注1）「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

（注2）例えば、4-8-10（サイバーセキュリティの確保）に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。

（注3）準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。

(2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

- (3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。
- (4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記 (1) の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記 (3) の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

【その他】

- (6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

【参考 2】商工共済ニュース（令和 4 年 10 月 15 日発行（通巻 544 号））掲載内容（抄）

1. 個人情報を保護するための措置の適切な実施

個人情報の保護に関する法令・ガイドライン等の内容を遵守すること。

【参考 HP（個人情報保護委員会）】 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

2. 個人情報の取得時の利用目的の明示

契約申込・共済金請求等の申請手続きにおいて、「小規模企業共済契約申込書」「中小企業倒産防止共済契約申込書」等に基づき、引き続き利用目的の明示と適切な利用に努めること。

3. 第三者への個人情報漏えい防止のための対応等

契約の申込み、変更、各種請求手続き、契約内容等の問い合わせその他の委託業務に係る個人情報の取扱いについては、引き続き事務取扱要領及び中小機構からの関連通知文に記載の本人確認方法等に基づき実施するとともに、関係法令等の趣旨に沿った適切な方法により対応すること。

4. 漏えい等報告・本人通知

保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって、個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うこと。

※中小機構へは、個人情報の漏えい等が生じた段階で報告してください。

5. 再委託先の管理実施

共済業務を復託している場合は、個人情報保護の取扱いに関して復託者の管理及び監督を行うこと。

小規模企業共済制度

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

のお取り扱いをいただく委託機関の皆様へ

本年9月より手続きの一部が オンラインでもできるようになります!!

中小機構では、ただいま契約者の皆様の利便性の向上と委託機関の皆様の業務負荷を大幅に軽減することを目的に、2025年9月のサービス開始を目指し、システム刷新及び手続きのオンライン化に向けた取り組みを進めております。

この取り組みのうち、一部の手続きについては先行的に本年9月よりオンラインでも可能となります。対象の手続きはP3～P4をご参照ください。

当機構は、本オンライン手続きによるご利用促進を図るため、積極的なPRを展開していく予定です。

※なお、P3～P4の情報は、経営セーフティ共済については「掛金納付状況のお知らせ」(2月中旬発送)、小規模企業共済については「掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」(3月上旬発送)とともに、それぞれ契約者の皆様宛に送付する予定にしております。

契約者の皆様への送付にあたり、委託機関の皆様へのお問い合わせが想定されることから、P3～P4の内容をご説明するとともに、両共済制度における手続きのオンライン化に関するプロジェクト概要等をご紹介する説明会をZoomにて開催いたしますので、是非ともご参加ください。

【オンライン手続き開始に伴うZoom説明会】

◇開催日時; 2月22日(水)～4月20日(木)までの毎週水曜日または木曜日
16時～17時

◇申込方法; 中小機構のホームページの申込フォームからお申込みください。

<小規模> <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/partner/index.html>

<倒産防> <https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/partner/index.html>



<小規模> <倒産防>

※説明会の詳細は裏面をご確認ください。

*第1弾説明会においては、プロジェクト概要の説明となりますので、小規模企業共済、経営セーフティ共済を一括してご説明いたします。

両共済事業のオンライン手続き開始に伴う 説明会を開催します

*第1弾説明会においては、プロジェクト概要の説明となりますので、小規模企業共済、経営セーフティ共済を一括してご説明いたします。

		第 1 弾
1	開催日時	○2月22日(水) ○3月1日(水)、8日(水)、15日(水)、23日(木)、29日(水) ○4月6日(木)、12日(水)、20日(木) 各回16:00~17:00 (16:00~16:40 機構担当者よりご説明 16:40~17:00 質疑応答など)
2	参加対象者	委託機関(金融機関・商工会議所・商工会等)の皆様
3	説明内容	主にプロジェクト概要を中心に ①オンライン化のスケジュール ②オンライン化で実現できること ③委託機関の皆様との今後の関係について(令和6年度以降の手数料を含む。)
4	開催方式	WEB 会議ツール「Zoom」
5	定 員	1回500人(定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。)
6	申込方法	中小機構の共済ホームページの申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。 (ホーム→共済制度→各共済制度→委託機関の方→「お知らせ」からお申込みください。 なお、お申込みにあたっては、委託機関番号(金融機関にあっては金融機関コード(4桁)、団体にあっては9桁(例:●●A●●●●●●●))が必要となります。
7	申込締切	各回の3営業日前の午前中迄(2/22(水)の場合は2/17(金)の午前中迄)
8	備 考	①9回の開催内容は同一です。 ②ご視聴に必要なURL及び資料は、遅くとも開催前日の17時迄に送信いたします。 ③1機関から複数名が参加される場合にはお手数でも別々にお申込みください。 (別々のメールアドレスでお申込みください) ④ご参加いただけなかった方々を対象に、後日機構のホームページ等でご説明部分を動画で公開していく予定です。 ⑤オンライン手続きに関するご意見・ご要望を承る問い合わせフォームをホームページ上に新設する予定です。

		第 2 弾
1	開催日時	6月~7月頃に週1~2回の開催を予定。
2	説明内容	主に加入及び各種変更手続きの具体的方法等につきまして、手続き画面や必要な添付資料等を含めて説明する予定です。
3	開催方式	WEB 会議ツール「Zoom」の予定

(契約者様向け)

2023年9月

小規模企業共済制度

オンライン受付開始！

2023年9月から、一部のお手続きについてオンライン受付を開始します

「いつでも」「どこでも」「スピーディ」なサービスの提供を目指して、中小機構では小規模企業共済制度の業務・システムの見直しを行い、PCやスマートフォンを使用して、お客様ご自身でオンラインでお手続きいただけるサービスのご提供の準備を進めております。

全面的なサービスのご提供は2025年内の開始を予定しておりますが、それに先立ち、**2023年9月から**、特にご要望の多い以下の手続きについて、**オンラインでの申請受付に対応する予定**ですので、ぜひご活用ください。※同時に新規加入申込みもオンライン受付を開始する予定です。

なお、オンライン受付では、すべての手続きでマイナンバーカードによる本人認証を行います。ご利用にあたっては**事前にマイナンバーカードの取得が必要**となりますので、ご注意ください。

オンライン受付を開始するお手続き

- 掛金払込証明書の電子交付（2023年9月受付開始予定） ※1
- 掛金月額を増額 ※2
- 掛金月額の減額
- 月払い・半年払い・年払いへの変更
- 掛金の一括納付
- 氏名・自宅住所・電話番号等の変更
- 会社名・事業所や会社等の住所・電話番号の変更
- 掛金振替口座の変更

※1 掛金払込証明書の電子交付を希望される方向けの新しいサービスとして、2023年9月からの受付開始を予定しています。

※2 申込時に現金納付を希望される場合はこれまでどおり委託機関の窓口でのお取扱いとなります。

オンラインでのご申請受付開始後も、窓口等でのお手続きは、これまでどおりご利用いただけます。各種手続きのオンライン化に関する情報は、随時ホームページ等でもお知らせしてまいります。

今後とも小規模企業共済制度をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

中小機構
共済制度ホームページ



(2023年3月)

(契約者様向け)

2023年9月 **経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)**

オンライン受付開始！

2023年9月から、一部のお手続きについてオンライン受付を開始します

「いつでも」「どこでも」「スピーディ」なサービスの提供を目指して、中小機構では**経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)**の業務・システムの見直しを行い、PCやスマートフォンを使用して、お客様ご自身でオンラインでお手続きいただけるサービスのご提供の準備を進めております。

全面的なサービスのご提供は2025年内の開始を予定しておりますが、それに先立ち、**2023年9月から**、特にご要望の多い以下の手続きについて、**オンラインでの申請受付に対応する予定**ですので、ぜひご活用ください。※同時に新規加入申込みもオンライン受付を開始する予定です。

なお、オンライン受付では、すべての手続きでgBizID (GビズID) プライム (※) による本人認証を行います。ご利用にあたっては**事前にgBizIDプライムの取得が必要**となりますので、ご注意ください。

※gBizIDとは、デジタル庁が運営する法人・個人事業主向け共通認証システムです。
gBizIDプライムのアカウントは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできます。
プライムアカウントの作成は、押印した申請書や印鑑証明書を郵送して2週間程度の時間を要します。
詳細は、右のQRコードからgBizIDのホームページをご覧ください。



オンライン受付を開始するお手続き

- ・ 掛金月額の増額
- ・ 掛金月額の減額 ※1
- ・ 掛金の前納
- ・ 法人の登記上住所変更・法人代表者変更
- ・ 事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更
- ・ 掛金の掛止め届出 ※2
- ・ 掛金納付の再開始届出

※1 掛金月額の減額は、一定の条件に該当する場合のみ可能です。詳細は加入者必携をご覧ください。

※2 掛金の掛け止めは、掛金総額が掛金月額の40倍に達しているときのみ可能です。
詳細は加入者必携をご覧ください。

オンラインでのご申請受付開始後も、窓口等でのお手続きは、これまでどおりご利用いただけます。
各種手続きのオンライン化に関する情報は、随時ホームページ等でもお知らせしてまいります。

今後とも経営セーフティ共済をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

中小機構
共済制度ホームページ



(2023年2月)

小規模企業共済

退職後のゆとりある生活を応援します

あ 備
ん え
し て
ん

3っ
のポイント



安心確実
な運営

掛金全額
所得控除

経営者の
退職金



備えてあんしん ゆとりある未来

小規模企業共済は、
事業の廃止・退職後の生活安定資金を
積み立てて準備する共済制度です。

得しながら未来の準備をはじめませんか



どんな人が
加入できるの？

常時使用従業員20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と
共同して事業を行う共同経営者（2名まで）が加入できます。

*サービス業（除 宿泊業・娯楽業）・商業の場合は、常時使用従業員5名以下

毎月の掛金は
いくらから？

月額1,000円～70,000円の範囲内
(500円単位)で自由に設定可能。
加入後もいつでも変更できます。



事業資金の借入れ可能

納付した掛金の範囲内で借入れ可能です。

受給権は差し押さえ禁止

あんしんを守ることができます。

Point 1

安心確実な運営

国が**全額出資**している独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）が小規模企業共済法に基づき運営しています。多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

国が作った
共済制度

在籍者数
159 万人

2021年度末時点



Point 2

掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として**課税対象所得**から**控除**。税制上優遇措置があり大変お得です。

掛金全額所得控除後の例 <課税対象所得 400 万円の場合>

掛金月額 3 万円	加入前税額	785,300 円
	加入後税額	675,800 円

20 年続けると・・・

109,500 円 お得

2,190,000 円 お得

Point 3

経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「**経営者の退職金**」です。

廃業・退職時に受取可能です。
満期や満額はありませぬ。

共済金一括受取：退職所得扱い
共済金分割受取：公的年金等の雑所得扱い

共済金額の例 <掛金月額 3 万円の場合>

掛金年数 20年 (240月)	掛金合計	7,200,000 円
	事業の廃止・会社の解散	8,359,200 円
	65 歳以上かつ事業継続中	7,976,400 円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることがあります。



オンライン
シミュレーション
できます！



小規模共済 シミュレーション

検索

ご加入にあたっての注意事項

- 積立期間が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合などは、掛け捨てとなります。
- 積立期間が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛け捨てとなります。
- 積立期間が240か月未満の場合で、任意に解約される場合※は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。

※ 65歳以上で180か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は老齢給付という共済金が支払われます。

お問い合わせ

ホームページ

チャットボットなら24時間・365日
お問い合わせにお答えします。



小規模共済

検索



<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

当機構ホームページより申込書のお取り寄せもできます。

お電話

共済相談室

受付時間 | 平日9:00~17:00

050-5541-7171

お申し込み

下記取扱機関からお申し込みください

- 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など ※） ■ 商工会 ■ 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■ 青色申告会

※ 金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル